

第4次くれ男女共同参画基本計画

概要版

～ともに奏でる あしたのくれ～

計画策定の趣旨

呉市では、平成15（2003）年3月に「くれ男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に向けて市民や事業者とともに施策を推進してきました。

後継計画となる「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の実施期間が令和4（2022）年度で満了するにあたり、これまでの取組の成果を継承しつつ、更に発展させた「第4次くれ男女共同参画基本計画」を策定し、総合的、計画的に推進します。

この計画は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間の計画です。

計画の基本的な考え方 ～計画の目的と理念～

この計画は、「くれ男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するためのものです。

くれ男女共同参画推進条例 ～6つの基本理念～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女共同参画を妨げる制度や慣行の見直し
- 3 政策または方針の立案および決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と職業生活その他の活動との両立
- 5 性と生殖に関する権利の尊重と健康への配慮
- 6 国際社会の取組との協調

計画の重点項目

この計画の推進に当たっては、これまでの取組の成果と課題、および男女共同参画に係る最近の社会情勢を踏まえて、地域社会を構成する市・市民・事業者が協力し、次の課題に重点的に取り組みます。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 事業所のトップや管理職に向けた情報提供。
- 保育サービス、介護サービス等の充実。
- 仕事と家庭、地域での生活の両立支援。
- 幅広い年代への広報・啓発活動の充実。
- 定年退職後の男女の生きがいのある生活を支援する取組。

2 性差に係る固定的な意識の解消

- 性差に係る固定的な意識の解消のため、さらなる広報・啓発活動の充実。
- 男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯教育の推進。

3 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

- ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発活動の推進。
- 相手を尊重し、対等な人間関係を構築していくための教育・啓発活動。
- DV等の被害者が安心して相談でき、適切な支援を受けられる体制。関係機関との連携強化。

計画の体系と取組について

領域

I

仕事と暮らしの充実

関連するSDGsの目標



【基本方針1】

誰もが安心して自らが
望む働き方にチャレンジ
できる環境づくり

- 性別にかかわらず、誰もが仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができ、また、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境を整備します。

【基本方針2】

働く場において女性が
その力を発揮することが
できる環境づくり

- 家庭、地域、職場等に対し啓発や情報提供を行い、企業や各種団体等における女性の参画機会の拡大、積極的な管理職等への女性の登用を促進します。
- 女性が仕事に対する意欲を持つことができ、また、その力を発揮できる環境を整備します。

女性活躍推進法 第6条 第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

【基本方針3】

個人生活の充実による
多様な暮らし方の実現

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及、性別に関わらず誰もが、家庭生活や地域活動、学び等の個人生活を充実させることができるように広報・啓発を行います。

令和5年1月20日 市長は「イクボス宣言」を行いました。

領域

II

男女共同参画の意識づくり と人権の尊重

関連するSDGsの目標



【基本方針1】

性差に係る固定的な
意識の解消

- 性別による固定的な役割分担意識が反映された社会制度や慣行を見直し、男女が社会の対等な構成員として、様々な分野で、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発を行います。
- 男女共同参画について理解を深める学習機会の充実、性の多様性を理解して尊重し合える性教育等の充実、広報・意識啓発を行います。

【基本方針2】

主体的に仕事や
ライフスタイルを
選択する意識の醸成

- 児童生徒に対して、性差に係る固定的な意識の解消に関する教育を推進するとともに、性別にかかわらず自己のライフスタイルや将来を考え、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。

領域 Ⅲ

安心して暮らせる 環境の整備

関連するSDGsの目標



【基本方針1】
配偶者等からの暴力の
防止と被害者への支援

- 性被害やドメスティック・バイオレンス（DV）、様々なハラスメント等、あらゆる暴力による権利侵害のない環境を整備します。

呉市 DV 防止基本計画（配偶者暴力防止法 第2条の3 第3項に基づく市町村基本計画）として位置付けます。

【基本方針2】
誰もが健康で安心して
暮らせる環境づくり

- ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、誰もが健康で安心して暮らせる環境を整備します。
- ひとり親家庭、高齢者、障害のある人、外国人、生活困窮者等、貧困を始めとして様々な困難を抱える人に対し、相談体制を充実させるとともに、解決に向けた包括的な支援を行います。

領域 Ⅳ

性別にかかわらずともに 参画する地域社会の形成

関連するSDGsの目標



【基本方針1】
政策・方針の立案および
決定過程における
多様な意見の反映

- 政策・方針の立案や決定過程に幅広い意見を反映させるため、市が率先して審議会等委員への女性の登用を促進するとともに、女性職員の登用と職域拡大を推進します。
- 男女共同参画に関する職員研修の充実、男女共同参画に関する意識調査や実態調査を定期的に行い、市民や事業者の意識や現状の把握に努め、施策推進の基礎資料とします。

【基本方針2】
地域づくりへの
男女共同参画拡大

- 個人や様々な地域団体等と協働・連携した活動、交流の機会づくり、人材情報や活動情報の公開を行うこと等により、自主的・自律的で活発な活動や交流が広がっていくよう支援します。
- 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、性別にかかわらずともに活動でき、より生活しやすい豊かな地域づくりを支援します。

指標と目標値

領域	基本方針	指標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和14(2032)年度
I	1	男性の育児休業取得率(市職員※)	0%	50%
		育児参加休暇取得率(市職員※)	66.7%	100%
		男性の育児休業取得率(市内企業)	10.1%	30%
		家庭生活上で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9%	0%を目指す
		家庭生活上で「育児・子育て」を主に妻だけが行う人の割合	61.2%	0%を目指す
		広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数(市内企業)	42社 (令和4年度)	100社
	2	女性の管理職がいる事業所の割合	45.8% (令和4年度)	70%
		女性の労働力率(30~34歳)	76.4% (令和2年度)	80%
	3	市職員の年次有給休暇取得日数	8.79日	15日
		仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民 48.3% (令和3年度) 企業 96.6% (令和4年度)	市民 65% 企業 100%
II	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 61.0% 女性 70.2%	100%を目指す
		「社会全体」で男女の地位が平等だと思ふ人の割合	男性 18.9% 女性 12.3%	100%を目指す
III	1	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
		中学校・高等学校等(高等専門学校、定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	76.7%	100%
IV	1	市の管理職※に占める女性職員の割合	11.6% (令和4年度)	30%
		女性委員のいない審議会数	3 (令和4年度)	0
		審議会等委員に占める女性の割合	21.5% (令和4年度)	40%
	2	女性の単位自治会長の割合	9.6% (令和4年度)	20%
		地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9%	40%

※市職員・市の管理職は消防局・上下水道局を除く職員

第4次くれ男女共同参画基本計画 ~ともに奏でる あしたのくれ~ 概要版

発行/令和5年3月 呉市 市民部 人権・男女共同参画課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

TEL:(0823)25-3476 FAX:(0823)26-6267 E-mail:zinken@city.kure.lg.jp

※「第4次くれ男女共同参画基本計画」本編は下記URL,または右記の2次元コードからご覧になれます。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/9/4ji-danjokeikaku.html>

